

○藤沢市教育委員会傍聴規則

昭和27年11月1日

教委規則第2号

改正 昭和38年7月1日教委規則第1号

平成7年5月10日教委規則第3号

(題名改称)

平成22年8月20日教委規則第1号

平成27年3月19日教委規則第3号

令和元年9月20日教委規則第4号

第1条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者はすべてこの規則を守らなければならない。

第2条 傍聴をしようとする者は、所定の申請書に住所、氏名を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴人の定員は、あらかじめ教育長が定める。

3 傍聴の申込みの受付時間は、会議の開会時刻の30分前から20分前までとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、あらかじめ別の時間を定めることができる。

4 傍聴をしようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。

5 傍聴をしようとする者が定員に達していない場合は、第3項の規定にかかわらず、申込みの順で受付ができるものとする。

(平成7教委規則3・全改、平成22教委規則1・平成27教委規則3・令和元教委規則4・一部改正)

第3条 報道関係者の傍聴については、別に報道関係者席を設けることができる。

(平成22教委規則1・全改)

第4条 傍聴人が傍聴席に入場するときは、傍聴券を係員に掲示し、その指示に従い席に着かなければならない。

(平成22教委規則1・追加)

第5条 次に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が会議の運営上支障があると認める者

(平成7教委規則3・一部改正、平成22教委規則1・旧第4条繰下、平成27教委規則3・一部改正)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (2) 議事に対し、批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音しないこと。ただし、事前に教育長の許可を受けた場合は、この限りではない。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

(平成7教委規則3・全改、平成22教委規則1・旧第5条繰下・一部改正、平成27教委規則3・一部改正)

第7条 教育長は、前条の規定に違反した者に対し退場を命ずることができる。

(平成7教委規則3・全改、平成22教委規則1・旧第6条繰下、平成27教委規則3・一部改正)

第8条 傍聴人は、教育長から退場を命じられたとき又は会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。

(平成22教委規則1・追加、平成27教委規則3・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和38年教委規則第1号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年教委規則第3号)

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則(平成22年教委規則第1号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成27年教委規則第3号)抄

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第3条に規定する新教育長が最初に任命された日から施行する。

附 則(令和元年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。